

国民健康保険税の納付は忘れずに

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように、納期限内に納めましょう。

納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

国民健康保険税は口座振替で

年金天引きの場合を除き、口座振替による国民健康保険税の納付をお願いしています。納付書で支払い予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひこの機会に、安全・確実・便利な口座振替の利用をお願いします。

国民健康保険の減免制度

会社の倒産や解雇、雇い止めなどで離職したかた、災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なかたは、申請により保険税や一部負担金の減免を受けられる場合があります。早めにご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減免・特例制度は9ページをご覧ください。

賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、令和2年度から国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた金額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
賦課限度額	1世帯の上限額 ()内は令和元年度の金額	61万円 (58万円)	19万円 (変更なし)	16万円 (変更なし)

軽減判定所得の拡大

一定基準以下の場合に、国民健康保険税の均等割額が軽減される世帯の、総所得金額の範囲が拡大します。(5割、2割軽減)※所得が未申告の世帯は対象外です。

加入者数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円以下	61.5万円以下	85万円以下
2人		90万円以下	137万円以下
以降1人増えるごとに		+28.5万円	+52万円

保険証と高齢受給者証が1枚のカードになります

これまで70歳~74歳までの国民健康保険被保険者のかたへ交付していた「高齢受給者証」は、8月1日から国民健康保険被保険者証(保険証)と一体化し、「被保険者証兼高齢受給者証」の1枚で医療機関に受診できるようになります。



新しい保険証は6月下旬から順次送付します

保険証の一斉更新は毎年10月1日でしたが、保険証と高齢受給者証の一体化に伴い、今年から8月1日更新に変更となります。新しい保険証、被保険者証兼高齢受給者証は、6月下旬~7月上旬に国民健康保険加入世帯へ「簡易書留」で郵送します。不在の場合は、不在連絡票がポストに投函されます。

令和3年3月からマイナンバーカードが保険証として利用可能になります

令和3年3月(予定)から、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。利用には事前登録が必要です。登録の手続きは、今後、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)でできるようになります。事前登録、マイナンバーなどの問い合わせ…☎0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)